

HPKI について

2009.09.29 永池 京子

・仕様ではコードの独自部分に職種コードを記入できますが、実務の必要上(例えば訪問看護など診療報酬で違いが出るケースもあるため)、看護師(Registered Nurse)と准看護師(Vocational Nurse)をわけて記入することはできないでしょうか。

・免許番号などを付与し、HPKI の実働の実態把握により、各職種の就労数などもリアルタイムで把握することができるかと思われませんが、そこまで利用範囲を広げる予定はあるのでしょうか。

・医療情報システム開発センター上の web サイトでも「HPKI 署名用電子証明書を用いると、医師などの押印が必要な書類を全て電子的に作成し電子署名を付加することで正本として扱うことができるようになり、利便性が大幅に向上します」とありますが(http://www.medis.or.jp/8_hpki/explain.html)、これは現在紙ベースの医療機関に対し何らかの支援があると考えてよいのでしょうか。

・HPKI の適用範囲はどこまで考えればよろしいのでしょうか。必要に応じて書類をアウトプットする際に利用するという理解でもよろしいのでしょうか(内部独立システムでの医療機関内のみの運用であれば HPKI 以外でも認証方法もあるため)。

・医師の麻薬管理、管理薬剤師等の情報を HPKI に付加する必要はないのでしょうか。これは HPKI ではなく、処方箋が電子化される際に情報が付加されるのでしょうか。

診療録等の外部保存に対する意見

矢野 一博

診療録等を含む、電子化された医療情報の外部保存について、以下の通り意見を提出します。

1. 外部保存場所だけの検討ではなく、電子化された医療情報をどう保護するか、また、その担保の仕方や情報の漏えいを前提として、その保証をどうすべきか取りまとめるべき。
2. 三省のガイドラインを確実に検証し、抜け（不備）があることが判明した場合、速やかに見直しや別の手段の在り方を個人情報保護法の個別法の制定も含めて検討すべき。
3. 医療情報を第三者が診療の目的以外に活用することの在り方（そもそも扱ってよいのか、扱う場合の基準、匿名化をどうするか等）についてとりまとめ、必要に応じて法律等の整備もすべき。
4. 日本の医療分野において、IT というグローバルな技術を使うことに対して、特性や体系を踏まえた議論をするべき。（医師法、医療法等との関係整理等）